

【案】

令和6年度首里城公園地内文化財等清掃・巡回業務委託契約書

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、首里城公園地内の文化財等の清掃・巡回に関する業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

（業務処理の方法）

第3条 乙は、受託業務の執行に当たっては、文化財保護法（昭和25年法律第241号）、沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）及び同条例施行規則（昭和51年沖縄県教育委員会規則第5号）を遵守するとともに、別紙仕様書及び甲の指示に従い、文化財等の清掃・巡回業務について誠実かつ効率的に行うものとする。

（遵守事項）

第4条 乙は、委託業務に使用する道具について、事前に甲に使用承諾を得なければならない。

2 乙は、業務上必要の無い場所へみだりに立ち入ったり、器物に触れたりしてはならない。

（規律）

第5条 乙は、作業監督者及び作業従事者の教育指導に万全を期し、風紀、衛生、厚生、福利及び業務規律の維持に関して、一切の責任を負うものとする。

（履行期間）

第6条 履行期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約

（委託料）

第7条 本契約に基づく委託料は、¥ ー（月額¥ ー）とする。（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、¥ ー）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第8条 沖縄県財務規則第101条による。

（業務計画書等）

第9条 乙は、委託業務に関する着手届、配置者届、業務計画書（作業方法、緊急時の連絡体制、安

【案】

全対策等を記載したもの）を本契約締結後、2週間以内に作成し、甲の承認を得るものとする。

（費用負担）

第10条 乙は本契約の履行に要する道具等を負担する。

2 乙は、効率的に作業を行い、使用後は後始末を完全にし、事故等の発生防止に努めなければならない。

（資機材置場）

第11条 甲は、乙の委託業務実施に必要と認める資機材の置場について確保する。

（業務の履行確認）

第12条 乙は、委託業務実施後、実施月の翌月10日までに仕様書に定める報告書を甲に提出し、その都度甲の検査を受けなければならない。なお、報告用紙は乙の負担とする。

2 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（再委託の禁止）

第13条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託業務仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の委託業務に係る入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせたとき、当該第三者が排除対象者（第22条第1項第4号に該当する者）であることが判明したときは、直ちに当該第三者と契約を解除しなければならない。

6 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

7 乙が前各項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（委託料の支払）

第14条 乙は、毎月の委託業務を完了し、第12条第1項の検査に合格後、月額¥を甲に請求するものとする。

2 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に乙に支払う。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由により委託料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

【案】

4 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（業務遅延に対する遅延利息）

第15条 乙がその責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の額は、履行期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、委託料の額（委託業務が可分のものであるときは、委託料の額から一部完了額を控除した額）に対し、年2.5%の割合で計算した額とする。

（委託業務の内容の変更）

第16条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、契約書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りではない。

（1）変更に係る内容が軽微なもの（各費目間の20パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。））であるもの。

（2）天変地異その他やむを得ない事由により、委託した業務を変更しなければならない場合。

3 甲は前項に定める事項の承認をするときには、条件を付すことができる。

（緊急時等の措置）

第17条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置をとることが求められることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

（調査・報告の義務）

第18条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理業務の状況につき調査を行い、報告を求めることができる。

2 甲は、乙に対して、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（関連業務の調整）

第19条 甲は、乙の実施する委託業務が、履行箇所に隣接する箇所の指定管理者等の第三者が行う業務と密接に関連する場合において、必要があるときは、その業務につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は甲の調整に従い、当該第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

（財産の事故）

第20条 乙は、甲の財産が滅失し、又は損傷したときは直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従うものとする。

【案】

（契約の解除及び違約金）

第 21 条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が次に掲げた一に該当すると判明したとき。

ア 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他実質的に経営に関与する者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って反社会的勢力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に簿反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ 反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

- (5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に請求することができる。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第 22 条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

2 乙は第 13 条第 3 項により第三者に委任し、又は請け負わせたとき、当該第三者が暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（損害賠償責任）

第 23 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第 22 条の定めるところによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

（権利、義務の譲渡等）

第 24 条 乙は、この契約によって生ずる権利、又は義務を第三者に譲渡、継承し、又は担保の目的に供してはならない。

【案】

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協議)

第 26 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第 27 条 甲は、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

上記契約を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保持する。

令和 年 月 日

(甲) 委託者 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 玉城 康裕

(乙) 受託者